

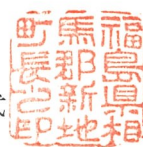
新地農業振興地域整備計画の変更（全体見直し）について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を縦覧に供する。

なお、新地町民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、令和8年6月25日までに新地町に意見書を提出することができる。提出された意見書は要旨にとりまとめ、その処理結果とあわせて後日公告する。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地の所有者その他当該土地に関し権利を有する者は、当該変更案に対し異議があるときは、令和8年6月25日の翌日から起算して15日以内に町へ申し出ることができる。

令和8年5月25日

新地町長 大堀 武



- 1 農業振興地域整備計画案の縦覧期間
令和8年5月27日から令和8年6月25日まで
- 2 農業振興地域整備計画案の縦覧場所
新地町役場 産業振興課（相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地）
新地町ホームページ
- 3 意見書の提出方法等
意見書は日本語により書面（持参、郵送電子メール）で提出すること。
記載事項として、個人の場合は住所・氏名・職業を、法人の場合は法人名、代表者名、事務所の所在地を明記すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案以外の内容については意見書を提出できない。
- 4 意見書の処理等
提出された意見書は、農業振興地域整備計画の公告時に要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。
なお、意見書の内容を公表する際、特定の個人が識別しうる情報や、財産権等を害するおそれがある箇所については、伏せて公表する場合がある。
- 5 異議申出の方法等
異議申し出は日本語により書面（持参、郵送電子メール）で提出すること。
記載事項として、個人の場合にあつては、住所・氏名・職業を、法人の場合は法人名・代表者名・事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案以外に対する異議は受け付けない。
- 6 提出先（意見書、異議申出）
郵送先 : 〒979-2792 新地町谷地小屋字樋掛田30番地
新地町産業振興課農林水産係
Eメール : norinsuisan@town.shinchi.lg.jp